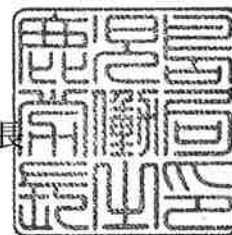




鹿労発基 1122 第 2 号  
平成 28 年 11 月 22 日

鹿児島県産業廃棄物協会長 殿

鹿児島労働局長



「平成 28 年度年末年始ゼロ災鹿児島推進運動」の実施について（要請）

平素は、労働災害の防止に格別の御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、鹿児島労働局においては、本年 8 月 15 日から 11 月 30 日までの間を「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」（以下「特別期間」という。）に設定し、労働災害防止対策の強化に取り組んでまいりました。その結果、平成 28 年の労働災害による休業 4 日以上之死傷者数（10 月末速報）は、対前年比増加率で 6 月時点の 19.2% から 5.8 ポイント低下少したものの、1,448 人で前年同期と比較すると 171 人、13.4% 増加となるなど、依然として高水準で推移しています。

また、これから迎える年末年始時期は、職場において何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、工場等が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなる時期となるなど、各職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要となる場面が増えることが予想されます。

このような状況を踏まえ、鹿児島労働局においては、今般、年末年始を迎えるに当たり、平成 28 年 12 月 15 日から平成 29 年 1 月 15 日までの間、年末年始ゼロ災鹿児島推進運動を展開することとしました。

つきましては、この一年を無災害で締めくくり、来るべき新年を明るいものとするため、別紙の「平成 28 年度年末年始ゼロ災鹿児島推進運動実施要綱」に基づき、事業場において自主的かつ積極的な安全衛生管理活動を展開していただくこととしましたので、本運動の趣旨を御理解いただき、会員各位に対し本運動の周知等を図っていただきますようよろしくお願い申し上げます。

## 1 趣旨

鹿児島労働局においては、県下の労働災害発生状況を踏まえ、本年 8 月 15 日から 11 月 30 日までの間を「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」（以下「特別期間」という。）に設定し、労働災害防止対策の強化に取り組んできたところである。平成 28 年の労働災害による休業 4 日以上の死傷者数は、10 月末現在 1,448 人で前年同期と比較すると 171 人、13.4% 増加となるなど、特別期間の取組み前の平成 28 年上半期（1～6 月）に比べ、増加率は 6 月時点の 19.2% から 5.8 ポイント低下したものの、依然として高水準で推移している。

このような中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップが自ら先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて総点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが一層求められている。

とりわけ年末年始は、職場において何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、工場等が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなる時期であることから、各職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要となる。

そこで、鹿児島労働局では、労働者が年末年始を無災害で過ごせるように、『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に』の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「平成 28 年度年末年始無災害運動」と呼応し、本年度の年末年始ゼロ災鹿児島推進運動を展開することとする。

## 2 実施期間

平成 28 年 12 月 15 日から平成 29 年 1 月 15 日まで

## 3 主 唱 者

鹿児島労働局、各労働基準監督署

## 4 実施者

各事業場

## 5 主唱者の実施事項

- (1) 鹿児島労働局、労働基準監督署による事業場に対する周知
- (2) 労働基準監督署による監督指導等の実施
- (3) 労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけの実施

## 6 事業場の実施事項

- 最重点事項

非定常作業における労働災害防止対策の徹底  
(作業計画書の作成、安全衛生教育の実施)

○ 重点事項

- (1) 墜落・転落災害及び転倒災害の防止対策の徹底
- (2) はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
- (3) 腰痛予防対策の徹底
- (4) 交通労働災害防止対策の徹底
- (5) KY (危険予知) 活動、4S (整理・整頓・清掃・清潔) 活動の徹底
- (6) 機械設備に係る定期自主検査及び作業開始前点検の確実な実施
- (7) 安全衛生パトロールの実施
- (8) 火気の使用時における管理の徹底
- (9) 健康的な生活習慣 (睡眠、飲酒) に関する健康指導の実施
- (10) 安全衛生意識の高揚に関する活動の実施

無災害で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に  
 平成28年度 年末年始ゼロ災鹿児島推進運動  
 — H28.12.15~H29.1.15 —

年末年始は、職場において何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなる時期となることから、鹿児島労働局では、この年末年始の時期をとらえて、職場で働くすべての人々が年末年始を無災害で過ごせるよう、「平成28年度 年末年始ゼロ災鹿児島推進運動」を展開します。

県内の労働災害による休業4日以上死傷者数が高水準で推移しています《グラフ1》

○ 平成28年10月末上半期労働災害による被災者数 《別表》

死亡者数：13人(前年同期と同数)

死傷者数：1,448人(前年同期より171人・13.4%増加)

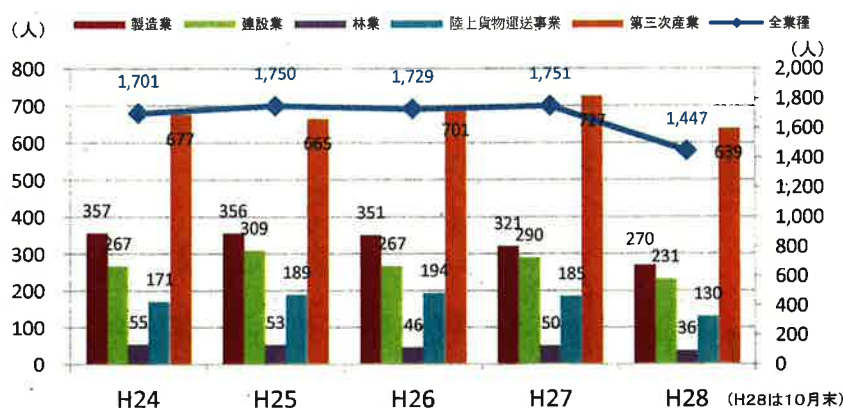
○ 転倒災害と墜落・転落災害で、全体の4割以上を占める 《グラフ2》

《別表》 県内の労働災害による休業4日以上死傷者数(前年比較)

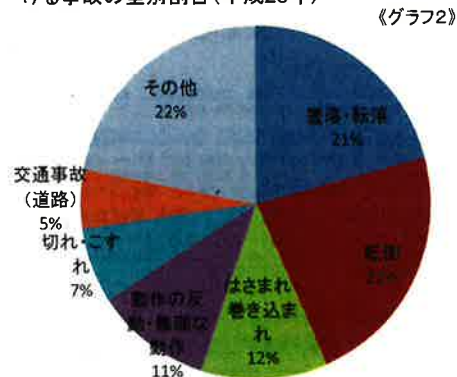
(労働者死傷病報告より)

業種	平成27年10月末(人)	平成28年10月末(人)	増減率
製造業	233	270	+15.9%
食料品製造業	140	163	+16.4%
建設業	221	231	+4.5%
土木工事業	79	95	+20.3%
建築工事業	119	108	-9.2%
第三次産業	529	639	+20.8%
小売業	122	137	+12.3%
医療保健業	63	78	+23.8%
社会福祉施設	88	125	+42.0%
飲食店	41	55	+34.1%
陸上貨物運送業	137	130	-5.1%
林業	38	36	-5.3%
清掃業	53	54	+1.9%
合計	1,277	1,448	+13.4%

《グラフ1》 県内の労働災害による休業4日以上死傷者数の推移(業種別・年別)



県内の労働災害による休業4日以上死傷者における事故の型別割合(平成28年)



# 平成28年度 年末年始ゼロ災鹿児島推進運動実施要綱

## 1 趣 旨

鹿児島労働局においては、県下の労働災害発生状況を踏まえ、本年8月15日から11月30日までの間を「鹿児島労働局労働災害防止対策強化特別期間」(以下「特別期間」という。)に設定し、労働災害防止対策の強化に取り組んできたところである。平成28年の労働災害による休業4日以上死傷者数は、10月末現在、1,448人で前年同期と比較すると171人、13.4%増加となるなど、特別期間の取り組み前の平成28年上半年(1~6月)に比べ、増加率は6月時点の19.2%から5.8ポイント低下したものの、依然として高水準で推移している。

このような中、職場の安全や労働者の健康を確保していくためには、経営トップが自ら先頭に立ち、安全衛生管理体制や安全衛生活動について改めて総点検を行い、リスクアセスメントや安全衛生教育、危険予知活動などの日常的な安全衛生活動を強化していくことが一層求められている。

とりわけ年末年始は、職場において何かと繁忙な時期であり、普段の作業や生活のリズムが変わりやすいことに加え、職場が一斉に操業を停止・開始する際や大掃除の際等に通常では行わない非定常作業等が多くなる時期であることから、各職場では、労働災害防止のための特別な配慮が必要となる。

そこで、鹿児島労働局では、労働者が年末年始を無災害で過ごせるように、

**『無事故で締めよう 行く年を 無事故を誓おう 来る年に』**

の標語で中央労働災害防止協会が主唱する「平成28年度年末年始無災害運動」と呼応し、本年度の年末年始ゼロ災鹿児島推進運動を展開することとする。

## 2 実施期間

平成28年12月15日～平成29年1月15日

## 3 主 唱 者

鹿児島労働局、各労働基準監督署

## 4 実 施 者

鹿児島県内の各事業場

## 5 実施事項

### 鹿児島労働局・労働基準監督署

### 各事業場

- (1) 鹿児島労働局、労働基準監督署による事業場に対する周知
- (2) 労働基準監督署による監督指導等の実施
- (3) 労働災害防止団体等を通じた事業場への呼びかけの実施

- (1) 最重点事項  
非定常作業における労働災害防止対策の徹底  
(作業計画書の作成、安全衛生教育の実施)
- (2) 重点事項
  - ① 墜落・転落災害及び転倒災害の防止対策の徹底
  - ② はさまれ・巻き込まれ災害の防止対策の徹底
  - ③ 腰痛予防対策の徹底
  - ④ 交通労働災害防止対策の徹底
  - ⑤ KY(危険予知)活動、4S(整理・整頓・清掃・清潔)活動の徹底
  - ⑥ 機械設備に係る定期自主検査及び作業開始前点検の確実な実施
  - ⑦ 安全衛生パトロールの実施
  - ⑧ 火気の使用時における管理の徹底
  - ⑨ 健康的な生活習慣(睡眠、飲酒)に関する健康指導の実施
  - ⑩ 安全衛生意識の高揚に関する活動の実施

### 冬季は転倒災害が多発

▶積雪・凍結などによって転倒の危険性が高まる冬季は、以下の対策が重要です。

#### ◇天気予報に気を配る

雪波が予想される場合などには、労働者に周知し、転倒しにくい靴の着用を指示するなど、早めの対策を実施しましょう。

#### ◇駐車場の除雪・融雪は万全に。出入口には転倒防止の対策を!

駐車場内、駐車場から職場までの通路を確保するため、除雪や融雪剤の撒布を行いましょう。また、出入口には転倒防止用のマットやヒートマットなどを敷き、夜間は照明設備を点けて明るさ(照度)を確保しましょう。



＜ヒートマットの設置例＞

#### ◇職場の危険マップの作成、適切な履物、歩行方法などの教育を行う

職場内の労働者が転倒の危険を感じた場所の情報を収集し、労働者への教育の機会に伝えるようにしましょう。また、作業に適した履物、雪道や凍った路面での歩き方を教育しましょう。

詳しくは、厚生労働省ホームページをご覧ください!

「STOP! 転倒プロジェクト」

STOP! 転倒